

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

長野県北安曇郡白馬村

2 構造改革特別区域の名称

白馬村どぶろく特区

3 構造改革特別区域の範囲

長野県北安曇郡白馬村の全域

4 構造改革特別区域の特性

白馬村は長野県の北西部、東京から約230km、名古屋から210kmに位置し、東西約15.7km、南北約16.8km、総面積182.34平方kmの面積を有する盆地である。南は大町市と、西は北アルプス白馬連峰で富山県に接し、北は小谷村、東は美麻村、上水内郡小川村、長野市に隣接している。村の南部から北部へ流れる姫川は、盆地の南端、佐野坂を源とし、東西の山地より流れる支流、犬川、平川、松川等と合流しながら日本海へ注いでいる。

人口は、9,492人、世帯数3,339世帯(平成12年国勢調査)で、村西部の3,000m級の山々が連なる北アルプスの山並みを背景に、冷涼な気候と素晴らしい自然に恵まれた観光の村である。夏は避暑地として、登山や自然を求めて中高年層が多く訪れ、また冬は、銀世界に惹かれ、多くの若者や家族連れが訪れている。

白馬村は山岳スキーの発祥地であり、また、スキーが日本に伝わる大正時代から全国に先駆けて民宿を発祥させるなど、スキーと宿泊業を中心に発展を続けてきた。村内には「八方尾根スキー場」を代表とする大小7つのスキー場が点在し、一大スキーリゾートとしてスキーヤーの人気を博してきた。平成10年に行われた長野冬季オリンピックでは、アルペン競技、クロスカントリー競技、ジャンプ競技の会場となり、世界に感動と白馬の自然美を発信した。

こうした施設、宿泊施設等の充実と相まって、1990年代初頭までは、多くのスキー客で賑わった。しかし長引く景気低迷の影響を受け、平成元年の373万人をピークに、平成15年度には277万人まで観光客は減少している。観光客数の減少に加え、宿泊を伴う観光客数も減少傾向にあり、村内に732件(平成16年度末)ある宿泊施設も年々減少している。283件を数えるペンション、174件の民宿、118件の旅館の経営者は、その殆どが農業も行っている特定農業者で、宿泊業の不振は彼らに大打撃を与えている。特に施設件数1位のペンションの廃業が多く、このような状況が続けば基幹産業である観光関連産業の衰退は免れない。

産業別就業人口は、サービス業である第3次産業の比率が73%を超えており、観光関連産業へ

の従事者の占める割合が非常に高いことから、観光客数の増加と滞在時間の延長・宿泊客の増加を図ることが村の最重要課題となっている。

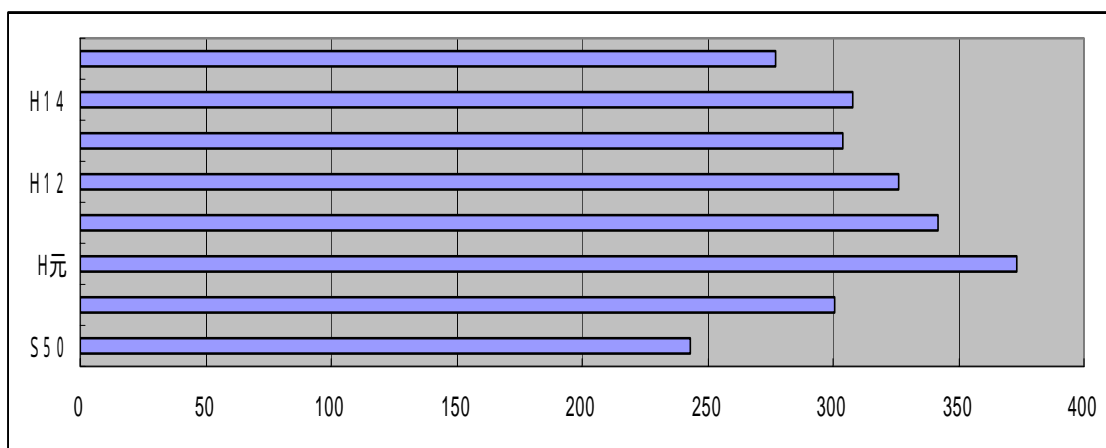
農業については、当村は北アルプスから流れ出す河川により扇状地が形成されており、恵まれた自然条件を活かして稲作農業を中心として農業振興を図ってきたが、国による米政策改革により専門的農業者等が中心となる売れる米づくりを目指す基本方針が示されるなかで、日本人の生活習慣の変化に伴う米消費量の減少や、農業経営者の高齢化、後継者問題などから、全国的に遊休荒廃農地の増加に拍車がかかり、健全な農業経営基盤となる優良農地の減少傾向が顕在化しつつある。

当村においても、農地のスプロール化が進み農用地と非農用地の混在が顕著であり、農用地の利用集積をいかに進めるか、また、農業者の約3割は65歳以上の高齢者であり、後継者不足とあいまって、今後いかに後継者を確保していくかが課題となっている。

このような状況の中、観光・サービス業との結びつきを深め、農業振興を図るために、魅力あるメニューの整備が求められている。

表1 観光客数

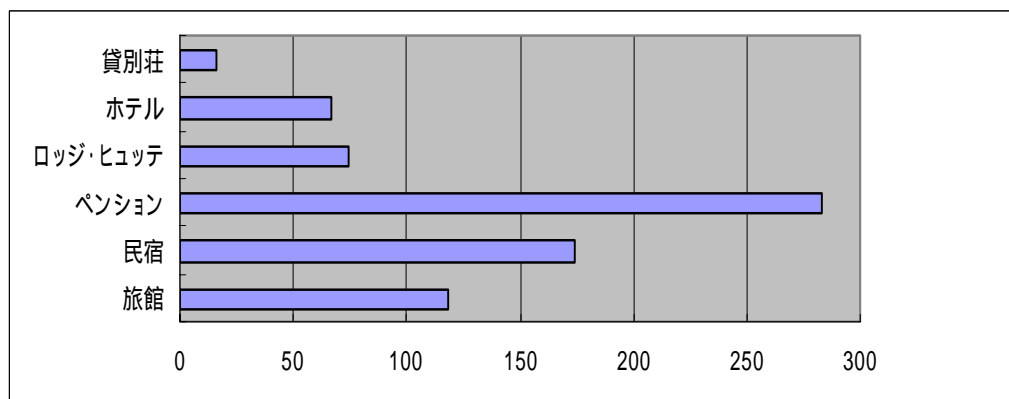
(単位:万人)



資料:平成16年度白馬村村勢要覧

表2 宿泊施設軒数

(単位:軒)



資料:白馬村観光局

表3 産業別人口

(平成12年国勢調査)

農業 406	鉱業 54	電気・ガス・熱供給・水道業 34	金融・保険業 45	公務(その他に分類されないもの) 125
林業 8	建設業 750	運輸・通信業 386	不動産業 50	
	製造業 237	卸売・小売業・飲食店 890	サービス業 2410	
414人	1041人	3940人		
第1次産業	第2次産業	第3次産業		

5 構造改革特別区域計画の意義

村では、平成12年度に白馬村第3次総合計画を策定、観光振興の合言葉を「世界に誇るアルプスの街・白馬」と定め、様々な企画・改革に着手し、官民一体となって自然環境を生かす振興策を展開してきた。また、平成12年度から13年度にかけて、「白馬21観光振興対策会議」を開催し、今後の白馬の観光振興について検討を行った。この中で、『北アルプスの雄大な自然と都市的アメニティ機能が享受できる環境共生型リゾート』をコンセプトに、「地域政策の連携」「自然環境資源の保全と活用」「環境共生型観光等の推進」「エコツーリズムの推進」「優れた人材の育成と活用」「都市的アメニティ機能の整備」の6つの基本目標を掲げ、9のその他関連事業で述べる、「白馬村花の里づくり推進」・「白馬 Alps 花三昧事業」・「白馬マイスター(人材を使った観光)」等の観光振興プラン実現と冬季型観光からの脱却、通年型観光への移行に取り組んできたが、更なるグリーンツーリズム推進のため、新たなメニューの提供を模索してきた。

そこで、特区を活用した濁酒の製造・提供という付加価値を加えることで、これまで取り込めなかった観光客への誘客を期待し、特区申請に至った。この特区認定により、流入人口が増加することで、観光消費の増加が見込め、衰退傾向にある観光関連業が活力を取り戻すことができる。また、交流人口の増加で新たなサービスの提供を行う農家宿泊施設経営者のみならず、農家を営む宿泊施設経営者を中心とした地域活性化も見込まれる。さらに、新たなサービス提供を通じて、高品質商品やサービス提供を目指すこととなり、他の農家宿泊施設やホテルなど観光関連産業にも刺激を与えることが予想され、観光関連業の活性化が促進され、観光客数の増加・宿泊客数の増加により、村域全体の活性化が図られる。

6 構造改革特別区域計画の目標

白馬村では、本年度より「第4次総合計画」の策定に着手している。「白馬山麓にひと集い 暮らし健やか むらごと自然公園」を合言葉に、天恵の美しい環境や景観が、白馬村の生活の基盤であることを村民が再認識し、村の観光資源をアピールすることで、観光業の復活に取り組む。

これまで、山岳景観に相応しい景観形成を進めると同時に、山里のたたずまいを生かし、花いっぱい村づくりと、多彩な人材活用した事業を行ってきたが、これらを更に充実させるとともに、「観光と農業の連携を深める」という理念に基づいたグリーンツーリズム推進し、都市間交流の拡大を目指す。

民宿等においては濁酒の提供に併せて、地元で取れる旬の農産物等を生かした食事の提供を行うことで、地場産品の振興と、白馬村特産品の開発を図る。また、毎年行われている『塩の道祭り』を広く一般に開放する等、地域の歴史・文化・風俗に触れる機会を拡充し、滞在型観光を推進する。このように

観光と農業の連携した経営促進を図り、特区を活用してのグリーンツーリズムを推進していくことで、流入人口の増加に努め、新たな顧客を獲得し、宿泊客数の増加に繋げていく。

これまで、冬季型の観光とりわけスキー産業に依存していた観光施策を見直しを抜本的に行い、既存顧客に加えて新たな顧客を獲得し、観光と農業の連携強化を確立する。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

グリーンツーリズム事業の活性化による観光客数の増加

表4に示すように、平成15年度と平成16年度を比較すると、合計では98.5%と減少しているものの、グリーンツーリズム等の取り組みもあり、一般観光客は127万人を超え、前年度比119%となっている。そこでこの特区を活用し、濁酒の製造・提供を行うことにより、「濁酒」という新たな商品を目当てに多くの観光客が当地を訪れると共に、白馬村の豊かな自然に触れることで、リピーターの増加を見込むことが出来る。これにより、特区を活用し、濁酒の製造・提供を行う宿泊施設を中心とした地域の活性化が期待でき、その結果、観光客の増加が見込まれる。

また、この地域活性化により、これまでグリーンツーリズム事業に関心のなかった民宿・ペンション等宿泊事業者が新たにグリーンツーリズム事業に参入することも予想され、初年度は1件で始まる予定の濁酒製造宿泊業者も3年後には3件、5年後には5件程度になることが期待される。

表4 目的別観光客数 (単位:人)

目的	平成15年度実績	平成16年度実績	平成18年度目標	平成22年度目標
登山	69,800	63,800	65,000	70,000
スキー	1,463,989	1,258,836	1,350,000	1,350,000
ジャンプ競技場見学	168,846	135,438	135,000	160,000
一般観光旅行	1,069,565	1,272,726	1,300,000	1,470,000
合計	2,772,200	2,730,800	2,850,000	3,050,000

資料:白馬村観光局

表5 予想製造件数 (単位:件)

	平成18年度	平成20年度	平成22年度
濁酒製造宿泊施設数	1	3	5

8 特定事業の名称

707 特定農業者による濁酒の製造事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

(1) 白馬村花の里づくり推進

白馬村には美しい自然や景観等貴重な地域資源があり、日本はもとより世界に誇れる山岳美を鑑賞できる。この豊かな自然の中で、白馬村を訪れる方にも、また白馬村に暮らす住民の方も心和む村であるよう、もてなしの村を作り上げる地域づくりの一環として、「花の里づくり推進委員会」を設立し、花木の植栽を地区毎に行っている。地区毎にテーマを設定するなど、レイアウト・デザイン等の統一をし、白馬村としてトータルに花を前面に打ち出しており、白馬Alps花三昧事業をバックアップしている。

(2) 白馬Alps花三昧事業

目的は、「自然の花を見ていただく」ことで、平成15年に開始している。村内のあちこちに溢れる山野草などの花々でお客様を迎え、「花」をテーマに夏の白馬村を存分に楽しんでもらうことを狙いとする。白馬五竜スキー場のゲレンデに約3万㎡の広大な花畑があり、150種類もの花々が咲き群がる『五竜アルプス山野草園・自然園』をメイン会場に、11の会場を用意した。

この事業の特徴は、自然豊かな会場を多く準備し、白馬村を面的にアピールすることだけでなく、観光関係者、村民が一体となって「白馬村そのものの魅力」を訪れる人々にさまざまなプログラムとして提供したことにある。

後述するが、各分野の専門家が登録する「白馬マイスター」という制度があり、スキーガイドはもちろん、山岳トレッキングガイド、高山植物ガイド等、約90名の専門家が白馬の楽しみ方を教えている。また、白馬マイスターが案内する「花三昧バスツアー」も運行され、メイン会場と他の主要会場を結び、白馬三山を望むビュースポット・昔ながらの山村風景を巡るコースは好評を博している。

(3) 白馬マイスター（人材を使った観光）

白馬村内には、様々な分野で卓越した技術や知識を身につけた人たちが住んでいる。そこで、こうした人々がそれぞれの得意分野を活かし、白馬村観光局の企画するプログラム・イベントに参加してもらうことで、白馬村を訪れた方々が、白馬村の魅力をより深く知り、観光を楽しんでいただくことを趣旨に「白馬マイスター」を誕生させた。

白馬マイスターは平成13年度に約40名から始まり、現在は90名が登録している。マイスターのジャンルは、白馬の自然を中心に、アウトドア系とカルチャー系に大別され、スキー・スノーボード・登山・トレッキング・ラフティング・釣り等のアウトドア関連の名人、ガーデニング・切絵・民族・歴史等の文化や趣味関連の名人など多彩な顔ぶれを揃えた。この「白馬マイスター」を活用し、旅行会社に対して、白馬マイスターツアーとして「もうひとつの白馬の楽しみ方」をテーマに事業展開している。

この事業は、白馬村に来れば、スキーや登山以外にも様々な旅の楽しみ方の提案を受けることができ、すぐにその道のプロが案内、引率する海外旅行における一般的なオプションツアーのような観光スタイルの確立を目指しており、ツアー参加者からも白馬村の素晴らしさをよりよく知ることが出来ると好評である

(4) グリーンツーリズム事業の情報提供

濁酒の製造・提供を行う宿泊施設を『濁酒提供宿』として、村観光HPや各種観光媒体に掲載・紹介し、他市町村の宿泊施設と差別化し、宿泊客数の増加を図る。

(5) 農家民宿の育成

これまでグリーンツーリズム事業に関心の薄かった民宿や観光関連業者及び農業者も存在する。特例措置の適用により濁酒の製造・提供を行う宿泊施設を中心とした地域の活性化が図られ、より多くの方々がグリーンツーリズム事業に関心を寄せるように、行政からも農家宿泊施設への提案・指導等を行い、さらなる地域活性化を図る。

別紙 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業の内容、実施主体及び開始の日並びに特定事業ごとの規制の措置の内容

別 紙

1 特定事業の名称

707 特定農業者による濁酒の製造事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

構造改革特別区域内で、農家民宿等の酒類を自己の営業所において飲用に供する業を併せ営む農業者で、その特別区域内に所在する自己の製造場において、自ら生産した米等を原料として濁酒を製造・提供しようとする者

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画の認定を受けた日

4 特定事業の内容

(1) 事業に關与する主体

上記2に記載する者で、酒類製造免許を受けた者

(2) 事業が行われる区域

長野県北安曇郡白馬村の全域

(3) 事業の実施期間

上記2に記載の者が、酒類製造免許を受けた日以降

(4) 事業により実現される行為や施設などの詳細

特例適用により特定農業者が酒類の製造免許を取得し、自ら生産した米等を原料とした濁酒を製造することが可能となり、手作りの酒を宿泊者などに提供することで旅の付加価値が増し、従来のリピーターのみならず、新たな顧客の発掘を図ることで観光関連業の振興を受け、白馬村の活性化が図られる。

5 当該規制の特例措置の内容

当該規制の特例措置により、農家民宿、ペンション、旅館等を併せ営む農業者が自ら生産した米を原料として濁酒を製造する場合には、製造免許に係る最低製造数量基準を適用しないものとなり、酒類製造免許を受けることが可能となる。

このことは、濁酒製造の取組による新たな地場製品の創造となり、地域活性化への足掛かりとなるものとする。

このような自発的な取組の広がりによる、地域の活性化を図るためにも、当該特例措置の適用は地域再生の要として必要であるとする。

なお、当該特定事業により、酒類の製造免許を受けた場合、酒税の納税義務者として必要な納税申告や記帳事務が発生し、税務当局の検査・調査の対象とされる。